

入札公告兼入札説明書

神戸市公告

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和7年5月14日

神戸市長 久 元 喜 造

下記の「1 入札に付する事項」に掲げる入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札公告兼入札説明書（以下「入札説明書」という。）によるものとする。

1 入札に付する事項

業務名	神戸市下水道事業におけるウォーターPPP導入可能性調査業務
履行場所	仕様書の通り
履行期限	令和8年2月20日
業務概要	本業務は、神戸市下水道事業におけるウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5））導入に向け、本市下水道事業の特性に応じたスキームの立案、事業費の算定、導入スケジュールの整理、市場調査の実施等、官民連携手法の導入可能性を調査する。
前払金	契約額の3割以内の額を支払う。
本業務と関連する 随意契約の予定	無
低入札価格調査制度 の適用有無	無
最低制限価格制度 の適用有無	有 ※最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とする。 ※最低制限価格の算出方法は、「工事請負契約等に係る最低制限価格等の算出方法について」（平成20年9月26日行財政局長決定）を確認すること。
予定価格（消費税 相当額を除く）	事後公表
その他	※配置技術者に関する資格要件については、仕様書を確認すること。

2 入札に関する事務を担当する部局の名称

部局の名称	神戸市建設局下水道部経営管理課（以下「経営管理課」という。）
所在地	郵便番号 651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階
電話番号	078-806-8036
電子メールアドレス	gesui_gyomu_kobo@city.kobe.lg.jp

3 入札に必要な書類を示す場所

経営管理課

4 入札説明書の交付に関する事項

交付場所	神戸市ホームページ内の本業務ホームページ（以下「本業務ホームページ」という。）
交付期間	令和7年5月14日（水）から令和7年6月5日（木）午前10時まで
交付方法	本業務ホームページより各自ダウンロードすること。

5 入札に参加する者に必要な資格

次のすべてを満たすこと。

形態	単独企業
必要な許認可 (登録等)	—
所在地	—
神戸市の入札参加資格	開札日及び落札決定の日において、神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。また、希望する業務区分に大区分「土木関係建設コンサルタント」を登録していること。
指名停止	開札日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
経営状況	開札日から落札決定の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
暴力団等の排除	開札日において、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
履行実績	過去10年間（平成27年度から令和6年度まで）に、国または地方公共団体が発注する下水道事業における官民連携事業の導入可能性調査に関する業務を元請として受注し、完了した実績を有すること。
その他	—

6 設計図書等の閲覧、貸与及び質疑

(1) 設計図書等の閲覧、貸与

掲載場所	本業務ホームページ
掲載期間	令和7年5月14日（水）から令和7年6月5日（木）午前10時まで
閲覧・貸与方法	本業務ホームページより各自ダウンロードすること。
注意事項	契約に至らなかった者は、貸与した設計図書を速やかに破棄又は削除すること。

(2) 設計図書等に関する質疑

受付期限	令和7年5月21日（水）午後5時まで
対象者	この入札に参加を希望する者。
質疑方法	電子メールにより経営管理課に質疑回答書（様式第7号）を、件名に「【質疑回答書】（企業名）」と記載のうえ、Wordファイルを添付して送信し、送信後、経営管理課まで電話にて到達確認を行うこと。到達確認については、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時までにを行う。なお、指定した方法、様式以外で、質疑回答書を送付した場合は、その質疑への回答は行わない。
回答方法	本業務ホームページに質疑回答書を掲載する。なお、掲載予定日は令和7年5月20日（火）、令和7年5月23日（金）とする。 また、質疑回答書は仕様書の追補とみなし、設計図書における優先順位第一位とする。

7 入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出

受付期間	令和7年5月28日（水）午後5時まで
------	--------------------

提出書類	次の(1)～(9)を提出すること。 (1) 入札参加資格審査申請書（様式第1号） (2) 資本関係・人的関係調書（様式第2号） (3) 業務実績調書（様式第3号） 入札参加資格があることを判断できる業務実績を記載すること。 (4) 業務実績調書の内容が確認できる書類 TECRIS業務カルテや契約書の写し等委託業務内容が確認できる書類を添付すること。 (5) 配置予定技術者届（様式第4号） (6) 管理技術者及び照査技術者の資格が確認できる書類 資格者証の写し等を添付すること。 (7) 管理技術者経歴書（様式第5号） (8) 管理技術者経歴書の内容が確認できる書類 TECRIS業務カルテ等、入札参加資格があることを判断できる業務経験を有することが確認できる書類を添付すること。 (9) 入札用メールアドレス登録申請書（様式第6号）
提出方法	提出書類を経営管理課へ持参又は郵送すること。 提出時は、全ての書類を1通の封筒に入れ、封緘し、封筒の表に業務名、事業者名、更に書類名として「入札参加資格確認資料一式」と記入し提出すること。持参による場合、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。 郵送で提出する場合は、受付期間の最終日時までに経営管理課に到着しておくこと。なお、郵送にあたっては、必ず郵便書留等の配達記録が残るものを利用すること。
提出部数	1部
その他	- 書類の作成に関する費用は、申請者の負担とする。 - 提出された書類は返却しない。 - 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、本業務に関する入札参加資格を有するとの認定を取り消し、また、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を行うことがある。

8 入札参加資格確認結果の通知

確認結果の通知	令和7年5月30日（金）
通知方法	- 電子メールにより通知する。 送信メール件名：【入札参加資格】神戸市 - 電子メールは、入札参加資格審査申請書に記載の電子メールアドレスに送信する。 - 電子メールの受信を確認したら、令和7年6月2日（月）までに返信を行うこと。その際、メール件名の（神戸市）を（企業名）に書き換えること。また、メール本文はそのまま構わない。なお、電子メールによる返信が確認できない場合は、入札参加資格を取り消す場合がある。 - 入札参加資格があると判断された者には、入札に必要なデータ一式を添付して送付する。また、入札書提出時に設定するパスワードも通知する。 - 入札参加資格がないと判断された者には、その理由も合わせて通知する。

理由の説明の請求	入札参加資格がないと判断された者は、次により神戸市長に対し、その理由について、書面（様式は任意。郵送又は電子メール等は受付けない。書面には、申立者の氏名、住所、事業名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載。）を持参し、説明を求めることができる。 ア 請求の書面の提出期間 通知を受けた日の翌日から起算して5日以内とする。 ただし、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。 イ 請求の書面の提出場所 経営管理課 ウ 回答 説明を求めた者に対し、原則として、その請求を受けた日の翌日から起算して5日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）以内に書面により回答する。
----------	---

9 入札の日時及び方法等

入札日時	令和7年6月2日（月）から令和7年6月5日（木）午前10時まで
入札方法	電子メールにより経営管理課に入札書（様式第W-1号）を、件名に「【入札書】（企業名）」と記載のうえ、PDFファイル（パスワード付き）を添付して送信し、送信後、経営管理課まで電話にて到達確認を行うこと。到達確認については、入札日時の午前9時から正午、午後1時から午後5時まで（入札最終日については、午前9時から午前10時まで）に行うこと。 また、電子メールは、入札用メールアドレス登録申請書に記載の電子メールアドレスより送信を行うこと。それ以外の電子メールアドレスにより送付された入札書については無効とする。
内訳書の提出	不要
入札辞退の方法	入札を辞退する場合は、上記入札日時に入札辞退届（様式第W-2号）を提出すること。
その他	・落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額とすること。 ・入札金額の表示はアラビア数字を用いること。 ・入札の手続における交渉は行わない。 ・一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 ・入札後に入札参加者の責めにより契約を辞退した場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となる。 ・不正その他の理由により、競争の実益がないと認めるときは、入札の取りやめを行うことがある。また、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の取りやめ又は期日を延期することがある。ただし、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

10 入札保証金に関する事項

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 本市から交付された入札書以外の入札書で入札したとき。
- (6) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (7) 入札者が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (8) 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。（手書きの場合）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

また、入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者が入札をした場合においても、該当する者のした入札は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。なお、入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者が入札をした場合とは、次のア～ウの内容を指す。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- ①子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ①一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- 4) 組合の理事

- 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

12 開札の日時及び落札者の決定方法等

(1) 入札価格による開札

開札日時	令和7年6月5日（木）午前10時30分ごろを予定
落札者の決定方法	開札後、落札者の決定を次のとおり行う。 (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を下回る価格で入札した者は失格とする。なお、入札価格による開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、厳正な抽選を行い、落札者を決定する。 (2) 入札価格が予定価格を上回る場合は失格とする。ただし、再入札を行う場合はこの限りではない。
開札結果の通知	電子メールにより通知する。 送信メール件名：【開札結果】神戸市 - 電子メールは、入札用メールアドレス登録申請書に記載の電子メールアドレスに送信する。 - 電子メールの受信を確認したら、入札当日の午前11時30分までに返信を行うこと。その際、メール件名の（神戸市）を（企業名）に書き換えること。また、メール本文はそのまま構わない。

（２）再入札に関する事項

再入札の有無	有 ※入札価格による開札において落札者となるべき者がなく、当初の入札において予定価格を上回る入札をした者がある場合に、再入札を１回に限り実施する。再入札の対象者には、再入札通知書を入札用メールアドレス登録申請書に記載の電子メールアドレスに送付する。 送信メール件名：【再入札通知】神戸市 電子メールの受信を確認したら、入札当日の午前11時30分までに返信を行うこと。その際、メール件名の（神戸市）を（企業名）に書き換えること。また、メール本文はそのまま構わない。
再入札の対象者	当初の入札において予定価格を上回る入札をした者。
再入札の日時	令和7年6月5日（木）午後１時から午後２時まで
再入札の方法	電子メールにより経営管理課に入札書（様式第W-1号）を、件名に「【再入札】（企業名）」と記載のうえ、PDFファイル（パスワード付き）を添付して送信し、送信後、経営管理課まで電話にて到達確認を行うこと。 また、電子メールは、入札用メールアドレス登録申請書に記載の電子メールアドレスより送信を行うこと。それ以外の電子メールアドレスにより送付された入札書については無効とする。
内訳書の提出	不要
再入札の辞退	再入札を辞退する場合は、上記入札日時に入札辞退届（様式第W-2号）を提出すること。
再入札の開札日時	令和7年6月5日（木）午後２時30分ごろを予定
開札結果の通知	電子メールにより通知する。 送信メール件名：【開札結果(再入札)】神戸市 - 電子メールは、入札用メールアドレス登録申請書に記載の電子メールアドレスに送信する。 - 電子メールの受信を確認したら、入札当日の午後３時30分までに返信を行うこと。その際、メール件名の（神戸市）を（企業名）に書き換えること。また、メール本文はそのまま構わない。

その他	・再入札を行う場合には、予定価格を上回る入札をした者のうち最低入札者の入札金額及び予定価格をあらかじめ対象者に電子メールにより通知する。なお、最低入札者の入札金額及び予定価格は再入札通知書に記載する。 ・再入札によっても落札者となるべき者がいない場合は、入札を取止め不調打切とする。なお、不調打切となった場合は、再入札における入札価格の低い者から随意契約の協議を行う場合がある。
-----	--

13 契約等に関する事項

(1) 契約に関する事務を担当する部局

部局の名称	神戸市建設局下水道部経営管理課
所在地	郵便番号 651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階
電話番号	078-806-8036
電子メールアドレス	gesui_gyomu_kobo@city.kobe.lg.jp

(2) 契約条項を示す場所 経営管理課

(3) 契約の手続において使用する言語及び通貨の種類 日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約の手続における電子情報処理組織の使用に関する事項 電子契約による契約を希望する場合は、入札書及び再入札書提出時に、その旨を電子メールの本文に必ず記載すること。

(5) 契約書の作成に関する事項 落札後、契約の締結に当たっては契約書の作成を要する。落札者は速やかに経営管理課で契約書類等を受領し、速やかに所定の契約手続を行うこと。所定の契約手続がない場合は、落札者が契約を辞退したものとみなし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となる。

(6) 契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、契約金額の100分の3以上の額とする。なお、神戸市債若しくは国債の提供、又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証を付したときは、契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結、又は公共工事履行保証証券による保証を行った場合は、契約保証金の納付は免除する。詳細は契約書による。

(7) 担保期間に関する事項 担保期間は、設計図書において定められた期間とする。

(8) 社会保険加入に関する事項 受注者には、社会保険（下記①～③をいう。）の適用に関し、適正に加入（届出）していることを求める。適正に加入（届出）がなされていないことが判明した場合には、神戸市の契約約款に基づく違約金の徴収などの措置がなされるほか、契約を解除する場合がある。

- ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(9) 入札における談合行為等が判明した場合の措置 入札にあたって談合行為等（神戸市製造その他請負契約約款記載の「談合その他の不正行為に対する措置」の条第1項各号の規定による乙の違法行為をいう。）を行い、契約を締結したことが判明した場合は、同条の規定に基づき違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがある。